

飯南町へ転入される方へ

(裏面もご確認ください)

新しい住所に住み始めた日から14日以内に、新住所地への市区町村役場で転入届をしてください。

(正当な理由なく14日以内に届出をされないと、過料に処せられる場合があります。)

転出をとりやめた時は、速やかに元の市町村へ「転出証明書」を持参し、転出取消の手続きをしてください。

【転出・転入届に必要なもの】

- ①転出証明書 ②本人確認書類(運転免許証等) ③マイナンバーカード(お持ちの方)
④委任状(代理人が届出する場合)

以下の手続きは、該当する方のみ必要です。

チェック欄	手続き	持参頂くもの
<input type="checkbox"/> マイナンバーカードまたは住基カードをお持ちの方	カードを利用する場合は、継続利用の手続きをしてください。 電子証明書搭載のカードをお持ちの方で、引き続き電子証明を利用する場合も手続きが必要です。	マイナンバーカード 住基カード
<input type="checkbox"/> 印鑑登録	必要な方は、登録の手続きをしてください。 (代理申請の場合には、即日の登録はできません。)	登録する印鑑(実印) 本人確認書類

お問合せ先：住民課 76-2213

<input type="checkbox"/> 社会保険・共済保険に加入中の方	手続きは不要です。(勤務先で住所変更の手続きをしてください)。	—
<input type="checkbox"/> 国民健康保険に加入する方	転入と同時に国民健康保険に加入する場合は、手続きが必要です。 ※転出元市区町村で非自発的失業による保険料等の軽減措置を受けている方は、再度申請が必要です。	—
<input type="checkbox"/> 国民年金被保険者	手続きは不要です。	—
<input type="checkbox"/> 年金受給者の方	住所変更の手続きが必要な場合があります。	基礎年金番号の分かるもの (年金証書・年金手帳)
<input type="checkbox"/> 児童手当	中学生以下の子がいる場合、申請が必要です。 (共済保険に加入の方は勤務先に確認してください)	申請者の健康保険証 申請者の口座のわかるもの
<input type="checkbox"/> 子育て用品給付	満2歳までの児童がいる場合は、手続きをしてください。	—
<input type="checkbox"/> 第3子以降子育て世帯応援金	第3子以降で、かつ満4歳までの児童がいる場合は、手続きをしてください。	—

お問合せ先：住民課 76-2213

<input type="checkbox"/> 子ども等医療費受給資格証	0歳~18歳の子がいる場合は、申請が必要です。	子の健康保険証
<input type="checkbox"/> 未就学児がいる世帯には、歯科検診・健康診断の案内があるため、保健福祉課へ直接ご訪問ください。		—

お問合せ先：保健福祉課 72-1770

<input type="checkbox"/> 小中学校の児童生徒がいる方	転校の手続きが必要です。学校へご相談ください。	—
--	-------------------------	---

お問合せ先：各学校または教育委員会 76-3944

<input type="checkbox"/> 保育所入所	窓口でご相談ください。	
--------------------------------	-------------	--

お問合せ先：住民課 76-2213

チェック欄	手続き	持参頂くもの
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療 被保険者証	県内転入は手続き不要です。 県外からの転入は、「負担区分等証明書」を提示の上、加入の手続きをしてください。	負担区分等証明書 (県外転入時)
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証	要介護・要支援認定を受けている方は、「受給資格証明書」を提示の上、加入の手続きをしてください。	受給資格証明書 (雲南地域以外)
<input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額適用認定証	あかぎの里、愛寿園に入所の方は利用料が減免される場合がありますので保健福祉課にご相談下さい。	通帳の写し(本人、配偶者) ※1ヶ月以内に記帳
<input type="checkbox"/> その他保健関係の手続きについて	母子手帳、乳幼児健診、妊婦健診、予防接種など、保健関連の制度については、保健福祉課へご相談ください。	

お問合せ先：保健福祉課 72-1770

<input type="checkbox"/> 児童扶養手当(父子手当・母子手当)	ひとり親家庭の方は、手当を受給できることがあります。 福祉事務所へご相談ください。	戸籍謄本(受給者)、保険証(受給者、子)、印鑑、振込先口座のわかるもの等(該当者のみ・・・公的年金の証書の写し、障害者手帳の写しなど)
<input type="checkbox"/> 福祉医療証	新たに申請が必要です。 詳しくは、福祉事務所へご相談ください。	健康保険証 源泉徴収書
<input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳をお持ちの方	県内転入は、住所変更の手続きが必要です。 県外からの転入は、新たに申請が必要です。 詳しくは、福祉事務所へご相談ください。	身体障がい者手帳
<input type="checkbox"/> その他福祉関係の手続きについて	特別児童扶養手当、療育手帳、自立支援制度、特定疾患、精神障がい者保健など、その他福祉関連の制度を利用されている方、利用希望の方は、福祉事務所へご相談ください。	各種手帳 各種証書

お問合せ先：福祉事務所 72-1773

<input type="checkbox"/> 町営住宅へ同居する方	町営住宅に同居する方は、名義人の方からの「同居承認願」が必要です。事前に建設課までお問い合わせください。	同居する方の住民票 課税証明書など
<input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> 下水道	新たに利用開始する場合は、開始届が必要です。(口座振替を希望する場合は、別途口座振替の手続きも必要です。) 下水道については、転入により使用人数が変更となる場合は名義人からの人数変更手続きが必要です。	—

お問合せ先：建設課 76-3942

<input type="checkbox"/> CATV (インターネット)	新たに利用開始する場合は、開始届が必要です。(口座振替をする場合は、別途口座振替の手続きも必要です。)	—
--	---	---

お問合せ先：飯南放送センター 76-3033

<input type="checkbox"/> 電気の開始	中国電力へご連絡ください。	—
<input type="checkbox"/> 電話の開始	NTTへご連絡ください。	—
<input type="checkbox"/> ガスの開始	お使いのガス供給店へご連絡ください。	—
<input type="checkbox"/> ゴミのカレンダー	赤来・頓原地区ごとに分別日のカレンダーがありますので、窓口でお受け取りください。	